

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
(仮称)案」への意見

平成 26 年 2 月 24 日
日本税理士会連合会

(1) 個人番号の通知について

【該当箇所】施行令案第 2 条第 2 項

【意見】通知カードの送付は書留もしくは本人限定郵便とすること。

【理由】通知カードの重要性等から鑑みて、誤配達・郵便事故等を確実に防止する必要がある。

(2) 個人番号のカードの返納について

【該当箇所】施行令案第 3 条第 5 項ほか

【意見】紛失・毀損・盗難等により返納できない場合の手続を規定すること。

【理由】通知カード又は個人番号カードを紛失・毀損・盗難等により、返納できない事態も想定される。特に第 3 条に規定する個人番号の漏えい等の場合、カード紛失に起因している可能性が高いと考えられる。

(3) 返納された個人番号カードの廃棄について

【該当箇所】施行令案第 17 条

【意見】市町村長が行う個人番号カードの廃棄について、廃棄までの期間(「速やかに」等)を明文化すること。

【理由】個人番号カードの重要性に鑑みて、廃棄するまでの期間を規定することで、実効性を高めておく必要がある。

(4) 特定個人情報の提供の制限における「公益上の必要がある場合」の規定について

【該当箇所】施行令案第 24 条(公益上の必要がある場合)、別表(第 24 条、第 34 条関係)

【意見】一般の税務調査に関する広い概念を政令において規定すべきではない。

【理由】法第 19 条第 1 項第 12 号において国犯事案に限定して特定個人情報の提供制限の例外としたにもかかわらず、施行令案第 24 条を受けた別表第 8 号で、国税通則法第 74 条の 2 の規定による一般の場合の質問検査権行使の際にも提供制限の例外を設けることとしている。法第 19 条第 1 項第 12 号が国犯事案を例示して特定個人情報の提供制限を解除した趣旨を考慮すれば、「その他政令で定まる公益上の必要があるとき」という文言が示す範囲に、任意による質問検査権行使時を含めていたものと

は考えにくく、法律と政令の射程に齟齬をきたしている。

平成24年2月に国会提出され同年11月に廃案となった旧法案では、「租税に関する調査」と法律で規定されていたものが（旧法案第17条第11号）三党協議によって当該文言が削除された経緯に鑑みても、一般の税務調査に関する広い概念を政令で規定すべきではない。

参考

旧法案

（特定個人情報の提供の制限）

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十 略

十一 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十二、十三 略

（5）法人番号等の公表について

【該当箇所】施行令案第41条（法人番号等の公表）

【意見】人格のない社団等の法人番号公表方法を明確にすること。

【理由】法第58条第4号に「国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。」とある。施行令案では「インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により」公表されるとあるが、法第58条第4号のただし書きは、人格のない社団等の事務所所在地は代表者の個人の住所である場合等の個人情報の保護を考慮し、公表の同意を得なければならないとされている。したがって、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号のうち、項目毎に公表の可否を選択するのか、あるいは、全ての項目を公表か非公表か選択するのか、公表の同意が得られなかった場合のインターネット上の表示はどのようになるのか(例えば、法人名と「非公表」の旨が表示される等)、法人番号の公表方法を明確にすべきである。